

# 学生団体を設立しようとする方へ

学生部学生生活課

学生団体を設立しようとするときには、以下の事項を満たすかどうか、十分に検討してから申請してください。  
なお、下記のうち1.～5.の確認事項は、副学長決定「筑波大学学生団体の設立に係る審査基準等に関する要項」に基づいています。

## 1. 顧問教員について

常勤の大学教員(助手を除く。)のうちから、申請団体の活動内容について理解し責任を持つ顧問教員を置くこと。代表責任者となる学生のクラス担任や指導教員に顧問を依頼することは、代表責任者が変わったときに疎遠になりがちであるので、安易に依頼することは好ましくない。今後活動をするうえで、何かと顧問教員のチェックが必要になることから、常に連絡がとれるような先生にお願いすること。

## 2. 類似団体の有無について

活動内容や活動目的が類似している団体が無いこと。類似の団体がある場合は、その団体に追加加入するのが望ましいが、どうしても差別化すべき内容がある場合はその旨を説明すること。

## 3. 構成員について

組織として活動するために、原則として5人以上の構成員がいること。

また、学群3,4年生の構成員が多いと、団体を継続できる見込みが薄いため、下の学年にもバランスよく構成員がいること。

## 4. これまでの有志での活動について

申請時から遡って1年以上、任意団体としての活動実績があること。

## 5. 活動内容について

計画的に運営されており、かつ日常的に活動していること。

メール送付時点で、定期的(月1回以上)に活動できている、または定期的な活動の下地が整っていることが望ましい。

## 6. 長期的活動が可能かどうか

団体を設立する時には活発であっても、次年度の団体継続申請に至らないケースが多々見受けられる。

組織化することについて、構成員全員(特に次期の代)の共通理解が得られているか。

団体内での認識は統一されているか。次年度新生が加入できる見込みはあるか。

## 7. 学生団体とすることの意味は何か

大学は、個人や有志での活動を制限するものではないので、学生団体でなくとも活動は可能である。

そのことを踏まえた上で学生団体としたい理由は何か。

体育施設の利用が目的であるなら、一般学生団体の入る余地はほとんどない。また、新生歓迎委員会が主催する新歓活動に参加することや、その他構成員の勧誘だけを目的にするのは望ましくない。